

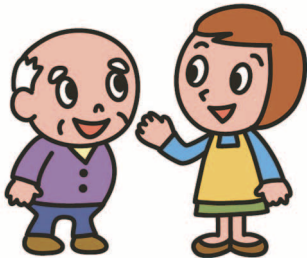
せいねんこうけんせいど ご存じですか成年後見制度

成年後見制度とは
どのような制度なのですか？



A 認知症、知的・精神障害などで判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだりすることなどが困難な場合があります。また、よく判断できずに自分に不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な人を保護・支援するのが成年後見制度です。

どのような種類が
あるのですか？



A 任意後見制度と法定後見制度があります。

- 任意後見制度
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、財産管理や契約などの代理権を与える制度です。
- 法定後見制度
家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人に代わって契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意せずに行った不利益な法律行為を後から取り消すことで、本人を保護・支援します。

誰が申立てをすることが
できるのですか？

A 本人、配偶者、四親等内の親族などです。
※身寄りがなく申立人がいない場合は、市町村長による申立てが可能です。

成年後見人等には、
どのような人が
選ばれるのですか？

A 本人の親族や法律・福祉の専門家などが選任されます。

成年後見人等の役割は
なんですか？

A 財産管理や契約などの法律行為を本人の代理人として行います。
また、その事務について家庭裁判所の監督を受けます。
※食事の世話など実際の介護行為は含まれません。

申立ては
どこにするのですか？

A 家庭裁判所に申立てを行います。
→山口県家庭裁判所岩国支部 (岩国市錦見1-16-45)

成年後見制度に
ついてのご相談は

田布施地域包括支援センター
田布施町大字宿井406番地 ☎53-1292